

介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算が新たに創設されました。当該加算算定のために介護サービス事業者は「見える化」を行う必要があります。

○見える化要件とは

算定要件の一つである「見える化」とは特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、介護サービスの情報公表制度や自社ホームページを活用し、特定処遇改善加算の取得状況や賃金以外の待遇の改善、職場環境の改善に関する具体的な取り組みを公表することです。

・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）を算定

・職場環境要件の提示について

当事業所では下記のような取り組みを行っております

	職場環境要件項目及び当事業所としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境 処遇の改善	有給休暇が取得しやすい環境の整備 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等、健康管理対策の実施
その他	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上 高齢者の活躍、居室やフロア等の掃除等、介護業務以外の業務の提供による役割分担の明確化

令和3年4月1日

介護老人保健施設 ハートケア市川